

エコアクション21

環境経営レポート

(対象期間: 令和5年9月1日～令和6年8月31日)



作成年月日: 令和6年10月10日

株式会社 古屋モータース

目 次

I.	組織の概要	...	P 1
II.	環境経営方針	...	P 2
III.	実施体制	...	P 3
IV.	環境経営目標	...	P 4
V.	環境経営計画	...	P 5
VI.	環境経営目標の実績	...	P 6
VII.	環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容	...	P 7
VIII.	当社の取り組み	...	P 8～9
IX.	環境関連法規の遵守状況	...	P 10
X.	代表者による全体評価と見直し結果	...	P 11

I 組織の概要

1 事業者名

株式会社 古屋モータース
代表取締役 古屋 定彦

2 所在地

本社 〒417-0003 静岡県富士市依田橋町6-30
エコピット 〒417-0003 静岡県富士市依田橋町7-7

3 環境マネジメント「エコアクション21」関係

認証登録年月日 2009年 4月14日
認証登録番号 0003523

認証範囲 全域・全組織
環境管理責任者 古屋 力一
担当者 古屋 和美
連絡先 電話; 0545-52-0772 FAX; 0545-53-3030
FAX; 0545-53-3030
E-mail f.power@axel.ocn.ne.jp

4 事業規模

社員数 6名
社屋床面積 930.63㎡

5 事業内容

自動車修理、車検、販売（新車及び中古車）、钣金塗装、
損害保険取扱い

6 エコアクション21 対象範囲

全組織、全活動を認証・登録の範囲としている
事業対象 自動車修理・車検・販売（新車及び中古車）、钣金塗装、
損害保険取扱い

Ⅱ 環境経営方針

企業理念

私が生まれ育ったこの富士市は今年世界遺産に登録された富士山と海産物が豊かな駿河湾との間に位置し、自然あふれる地域です。東名高速、JR東海、新幹線、国1号線、はたまた第二東名と東西を往来する交通機関が一緒になって、この富士山麓を通っています。すばらしいこの地域の良さを孫に残すべく、当社としてもいち早く地域NO1のエコ整備、エコ車検の工場として広く認識され、ユーザー様により多くのサービスを提供し地域NO1の会社になり、他社を牽引する企業になる。

環境理念

環境問題は、自動車整備・販売に携わる事業者として最重要課題です。二酸化炭素排出量、廃棄物排出量そして水使用量の削減に取り組めます。またエコ整備の普及・促進を通じて、燃料消費率向上による二酸化炭素排出量の削減や、排出ガスの清浄化により社会に貢献します。

環境行動方針

当社は、環境理念に基づき「地球環境を守ろう」をスローガンに、環境との共生・調和を最重要課題として認識し、自ら責任を持ち全従業員をあげて環境負荷の低減に配慮した活動に取り組めます。そのために、以下の「環境行動方針」を定め、環境経営の継続的改善を行います。

- (1) 二酸化炭素排出量・削減の推進
事業所内の整理・整頓・清潔・清掃の4S活動に留意し、事業活動に於ける電力・ガソリン・軽油などの削減による二酸化炭素排出量の低減に努めます。社有車のエコドライブを徹底します。
- (2) 廃棄物排出量・削減の推進
事業所から出る廃棄物の分別処理を徹底し、排出量を削減します。
- (3) 総排水量・削減の推進
節水活動による水使用量の削減を徹底し、総排水量の削減に努めます。
- (4) 化学物質の適正管理の徹底
工場で使用する塗料について管理の徹底を図ります。
- (5) エコ整備・エコ車検の推進
自動車の燃費向上や有害な排出ガスの削減を目指して、エコ整備（環境汚染防止整備）を強力に推進します。
- (6) リサイクル活動による省資源化の推進
リサイクルパーツ使用のメリット（廃棄物削減、省資源）をユーザーに説明し、積極的に推進します。
- (7) 環境関連法規制等の遵守
環境関連法規制を遵守します。
- (8) 環境コミュニケーションの実施
環境方針を周知すると共に環境活動レポートを公開し社内外のコミュニケーションを図っていきます。

制定日 平成20年4月4日

改定日 令和元年5月1日

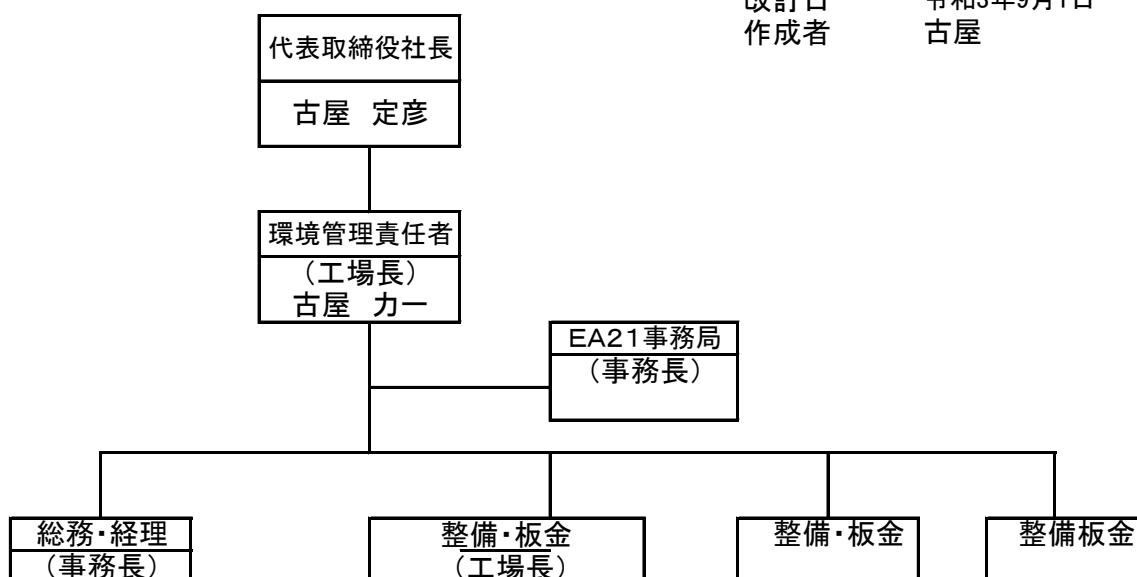
株式会社 古屋モータース

代表取締役 古屋 定彦

Ⅲ 実施体制

改訂日
作成者

令和3年9月1日
古屋



<関係者の権限と役割>

社長

- ① 環境経営全般に関する責任と権限
- ② 環境経営に必要な資源の準備
- ③ 環境経営システム全体の評価と見直し
- ④ 環境管理責任者の任命

環境管理責任者

- ① 環境経営システム全般の運用・管理
- ② 環境目標及び環境活動計画の作成
- ③ 取組状況の社長への報告
- ④ 環境活動レポートの作成

EA21事務局

- ① 環境負荷データ等の集計
- ② 環境目標・環境活動計画の進行管理
- ③ 「環境負荷」及び「環境への取組」の自己チェックの実施
- ④ 環境管理責任者へ取組状況の報告
- ⑤ 法規制の遵守状況チェック
- ⑥ 文書・記録の管理

各部門長

- ① 納期管理・負荷の平準化対策検討
- ② 事務作業の効率化(電子化・を含め高効率化を図る)
- ③ グリーン購買の推進
- ④ 部門の環境活動計画の実施
- ⑤ 部門の従業員教育
- ⑥ 部門データの集計
- ⑦ 部門の問題点把握と是正対策の実施
- ⑧ 部門取組状況の事務局への報告

その他の従業員

- ① 自分の役割を守りエコアクション21活動を推進する

IV 環境経営目標

運用期間(令和5年9月～令和6年8月)の環境目標

項目	単位	基準期間	運用期間	
		平成29年9月～平成30年8月	令和5年9月～令和6年8月	
		基準値	削減率等	目標値
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	16,147	-3.5%	15,582
内訳	電力	kWh	-3.5%	20,353
	ガソリン	L	-3.5%	2,047
	軽油	L	-3.5%	461
	灯油	L	-3.5%	97
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	-3.5%	4.72
	一般廃棄物	t	-3.5%	0.41
水使用量	m ³	1,196	-3.5%	1,154.14
グリーン購入（事務用品）	品目数			プラス1品目
化学物質使用量	—	適正管理		
エコ整備	件	0		6
リサイクルパーツ	利用件数	144		+40

<備考>

1. 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、東京電力(平成29年度)の「0.462kg-CO₂/kWh」を使用した。

短期・中期の環境目標

環境目標は、平成29年度(平成29年10月～平成30年9月)を基準年とした基準年比で示す。

項目	単位	基準年度	削減率等		
		平成29年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	16,147	-3.0%	-3.5%	-3.5%
内訳	電力	kWh	-3.0%	-3.5%	-3.5%
	ガソリン	L	-3.0%	-3.5%	-3.5%
	軽油	L	-3.0%	-3.5%	-3.5%
	灯油	L	-3.0%	-3.5%	-3.5%
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	-3.0%	-3.5%	-3.5%
	一般廃棄物	t	-3.0%	-3.5%	-3.5%
水使用量	m ³	1,196	-3.0%	-3.5%	-3.5%
グリーン購入（事務用品）	%	—	プラス1品目	プラス1品目	プラス1品目
化学物質使用量	—	—	適正な管理・使用		
エコ整備	件	0	5	6	7
リサイクルパーツ	利用件数	144	+35	+40	+45

<備考>

1. 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、東京電力(平成29年度)の「0.462kg-CO₂/kWh」を使用した。
2. 「化学物質使用量」の数値目標の設定は削減が難しいので今後適正管理の実施。

V 環境経営計画

1) 二酸化炭素排出量の削減

a) 電力の削減

- ① 室内エアコンは、夏26℃、冬は22℃を原則とする。
- ② 買い替え時には、省エネタイプの機器導入する。
- ③ 昼休みの照明消灯による節電、未使用時の消灯、パソコンは極力待機電力とする。

b) 灯油の削減

- ① 冬季の暖房用灯油は、室内温度により調整し室温に応じて消火する。
下回り洗車時、もう少し時間短縮で仕上げる。

c) ガソリンの削減

- ① 社用車の省エネ運転の推進
整備車両の引取り、納車時のエコドライブの徹底。
- ② 社用車の定期的整備の実施、燃料効率の悪化防止に努め、効率の向上を図る。
- ③ 社用車に省燃費に有効なエコ整備・エコ車検・エンジン洗浄を実施する。

d) 軽油の削減

- ① ディーゼルエンジンの社用車のエコドライブの徹底。
- ② 社用車の定期的整備の実施、燃料効率の悪化防止に努め、効率の向上を図る。
- ③ 社用車に省燃費に有効なエコ整備・エコ車検・エンジン洗浄を実施する。

2) 廃棄物排出量の削減：

分別を徹底する、再利用・再生利用の比率を上げ、削減に努める。

- ① 一般廃棄物：新聞紙はフロアマットや塗装のマスキングに再使用する
- ② 産業廃棄物：金属クズ、廃プラスチック、廃バッテリー、廃タイヤ、廃油の再生資源化の推進
- ③ 分別・再生利用化・熱回収化・資源化

3) 水使用(排出)量(節水)の取組)

- ① トイレ排水の削減に努める 水量の調整
- ② こまめに節水に努める。洗車時に流しっ放しで洗浄しない

4) エコ整備の推進

- ① 説明用パンフレットを準備する。
- ② お客様にエコ整備の燃焼改善による二酸化炭素削減の説明と普及を図る。
- ③ グリーン購入法特定調達品目、エンジン洗浄の実践と普及を図る。

5) 自動車リサイクル部品・使用の推進：整備部門（B）：钣金塗装部門（古屋 カー）

- ① 部品見積りの時に新品とリサイクル部品の価格差を示す。
- ② 積極的にリサイクルパーツの活用をお客様に促す。

6) 整理・整頓・清掃・清潔(5S)の推進

- ① 見える化の推進

7) グリーン購入の推進

- ① 事務用品、事務用機器について環境配慮型商品の使用を推進する。

8) その他の取り組み事項

- ① 省エネ車の販売促進
- ② 化学物質の管理の徹底

VI 環境経営目標の実績

運用期間(令和5年9月～令和6年8月)の環境経営目標の実績

項目			単位	基準期間	運用期間				
				平成29年9月 ～ 平成30年8月	令和5年9月～令和6年8月				
				基準値	削減率等	目標値	実績値	削減比率	評価
二酸化炭素排出量			kg-CO ₂	16,147	-3.5%	15,582	14,022	-13.2%	○
内訳	電力		kWh	21,091	-3.5%	20,353	18,053	-14.4%	○
	ガソリン		L	2,121	-3.5%	2,047	2,056	-3.1%	○
	軽油		L	478	-3.5%	461	145	-69.6%	○
	灯油		L	100	-3.5%	97	217	116.5%	×
	灯油		L	100	-3.5%	97	217	116.5%	×
廃棄物排出量		産業廃棄物	t	4.89	-3.5%	4.72	3.20	-34.6%	○
		一般廃棄物	t	0.43	-3.5%	0.41	0.56	30.2%	×
水使用量			m ³	1,196	-3.5%	1,154	1,076	-10.0%	○
グリーン購入（事務用品）			品目数	—		プラス1品目	プラス1品目	—	○
化学物質使用量			—	—		適正管理	適正管理	—	○
エコ整備			件	0		4	7	—	○
リサイクルパーツ			利用件数	144		+35	200	—	○

＜備考＞削減比率は、基準値に対する削減量の割合である。

＜原因分析・是正処理＞

灯油	原因分析	暖房器具燃料使用として使用している
	是正処置	前年比では減少傾向にあるため、引き続き環境活動に取り組む
一般廃棄物	原因分析	仕事量が増加したことにより、紙類の使用ゴミが増えたため
	是正処置	なるべく使用の無駄を減らすよう心掛ける。

VII 環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

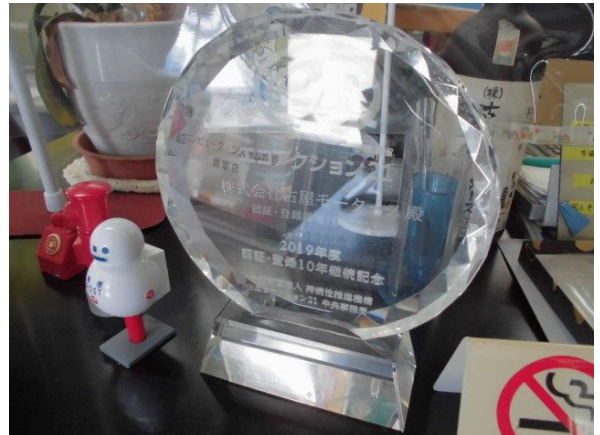
1) 二酸化炭素排出量の削減	評価	コメント	次年度取組み
a) 電力の削減 ① 室内エアコンは、夏26℃、冬は22℃を原則とする。循環ファンを使用する。 ② 買い替え時には、省エネタイプの機器導入する。 ③ 昼休みの照明消灯、未使用時の消灯、パソコンは極力待機電力とする。	○	徹底できた	継続
b) 灯油の削減 ① 冬季の暖房用灯油は、室内温度により調整し室温に応じて消火する。 下回り洗車時、もう少し時間短縮で仕上げる。	△	先車時に意識する	継続
c) ガソリンの削減 ① 社用車の省エネ運転の推進 整備車両の引取り、納車時のエコドライブの徹底。 ② 社用車の定期的整備の実施、燃料効率の悪化防止に努め、効率の向上を図る。 ③ 社用車に省燃費に有効なエコ整備・エコ車検・エンジン洗浄を実施する。	○	徹底できた	継続
d) 軽油の削減 ① ディーゼルエンジンの社用車のエコドライブの徹底。 ② 社用車の定期的整備の実施、燃料効率の悪化防止に努め、効率の向上を図る。 ③ 社用車に省燃費に有効なエコ整備・エコ車検・エンジン洗浄を実施する。	○	徹底できた	継続
2) 廃棄物排出量の削減： 分別を徹底する、再利用・再生利用の比率を上げ、削減に努める。	○	徹底できた	継続
① 一般廃棄物：新聞紙はフロアーマットや塗装のマスクングに再使用する ② 産業廃棄物：金属クズ、廃プラスチック、廃バッテリー、廃タイヤ、廃油	○	徹底できた	継続
再生資源化の推進 ③ 分 別・再生利用化・熱回収化・資源化	○	徹底できた	継続
3) 水使用(排出)量(節水)の取組) ① トイレ排水の削減に努める 水量の調整 ② こまめに節水に努める。洗車時に流しっ放しで洗浄しない	○	こまめな節水	継続
4) エコ整備の推進 ① 説明用パンフレットを準備する。 ② お客様にエコ整備の燃焼改善による二酸化炭素削減の説明と普及を図る。 ③ グリーン購入法特定調達品目、エンジン洗浄の実践と普及を図る。	○	啓発活動を進めていく	継続
5) 自動車リサイクル部品・使用の推進：整備部門（B）：鈑金塗装部門（古屋 カー） ① 部品見積りの時に新品とリサイクル部品の価格差を示す。 ②	○	徹底できた	継続
6) 整理・整頓・清掃・清潔(5S)の推進 ① 見える化の推進	○	徹底できた	継続
7) グリーン購入の推進 ① 事務用品、事務用機器について環境配慮型商品の使用を推進する。	○	徹底できた	継続
8) その他の取り組み事項 ① その他、環境に関する情報の収集。 ② 化学物質の管理の徹底(塗料)。	○	徹底できた	継続
	○	適正管理の実施	継続

VIII 当社の取組み

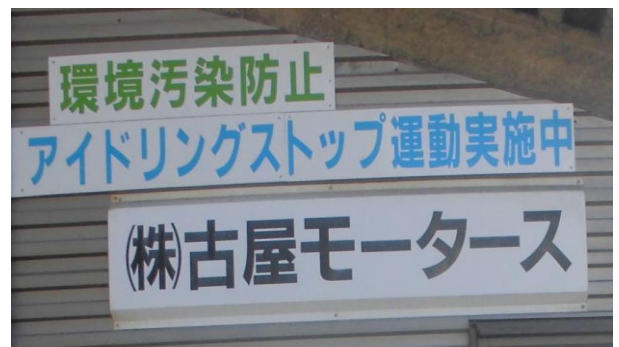
1) 社内注意書きで社員の意識づけ



登録10年連続記念受賞



2) 省エネ活動によるCO2削減



3) 消火訓練



IX 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

1. 環境関連法規等の遵守状況

評価日 令和6年9月30日

当社に適用される環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価者 環境管理責任者 古屋 カー

法律・条例			条項	遵守事項または規制基準	当社の適用及び対応	遵守評価
義務	法令	騒音規制法	第5条	規制基準値の遵守	騒音の測定(市及び自主検査)	○
			第6条	特定施設の届出	コンプレッサー	○
			第8条	特定施設の数等の変更の届出	変更無し	該当せず
		振動規制法	第5条	規制基準値の遵守	騒音の測定(市及び自主検査)	○
			第6条	特定施設の届出	コンプレッサー	○
			第8条	特定施設の変更等の届出	届出内容の変更無し	該当せず
		廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守	○
			第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	保管基準の遵守、保管場所の表示	○
			第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○
			第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結	○
			第12条の3第1項	マニフェストの交付		○
			第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票、5年間保管	○
			第12条の3第6項	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○
			第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○
			第12条の3第8項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのD,E票の期間内返却	○
		消防法	第9条の4	少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱基準	・市町村条例で定める ・ガソリン、軽油	該当せず
			第11条	指定数量以上の危険物保管の届出	指定数量以上の危険物の保管の消防署への届出	該当せず
			第13条	危険物の取扱作業に関して保安の監督	危険物取扱者の設置	○
			第17条の3	消防用設備等の点検及び報告	消火設備の定期点検	○
		家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電廃棄時のサイクル料金の支払	○
		自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第8条	使用済自動車の引渡義務		○
			第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	○
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務 簡易点検の実施(3ヶ月に1度)	該当せず
		グリーン購入法		事務用品の購入、自動車部品の販売	グリーン購入対象品の推奨	○
		車両法		自動車整備の基準の順守、整備工場の整備		○
	静岡県条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	第52条	騒音基準の遵守義務		○
			第53条	騒音特定施設の届出	空気圧縮機 (原動機の定格出力が3.75kw以下)	○
			第55条	騒音特定施設変更の届出		該当せず
			第79条	振動基準の遵守義務		○
			第80条	振動特定施設の届出		○
			第82条	振動特定施設の変更等の届出		該当せず
		静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第8条	産業廃棄物管理責任者の設置		○
			第10条	委託先の実地確認と記録の保存	現地確認記録の保管	○
責務・努力	法令	環境基本法	第8条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取得取組	○
		地球温暖化対策推進法	第5条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取得取組	○
		循環型社会形成推進基本法	第11条	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力	○
		リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	○
		グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	第5条	事業者の責務(国等の施策への協力等)	物品の購入、借り受け等する場合の環境物品等の選択	○
		省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)	第4条	省エネの自主努力	照明灯の高効率品への取替 新規導入時の省エネ車の検討 等	○

2. 違反、訴訟等の有無

当社に対し関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟はありませんでした。

X 代表者による全体評価と見直しの結果

令和5年度の実績について、期間中の環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況等について評価を行なった。

本年度も昨年に引き続き、全体のCO2排出量は、基準年度比で－13.2%となり、昨年引き続き、目標を大幅に達成することが出来た。自社において環境負荷割合の大半を占める電気使用量において目標達成出来た事は、日々の環境活動への取り組みが上手く循環している証といえる。来年度も本年度同様、引き続き目標達成できるよう、社員一丸となって、エコへと取り組んでいきたい。

自社における二酸化炭素排出量の削減は、整備車両の台数によって大きく左右され、社内努力だけでは継続した削減はかなり厳しい段階に来ている。今後は従来活動継続しつつも、更なる省エネに向けた環境活動に積極的に取り組んでいきたい。また環境経営目標、環境経営計画及び実施体制等は変更なく、現状のまま運用していく。

その他、昨年に続き工場周辺と和田川の土手の草取りなどは実施した、今後も地域に密着した公共の種々活動および地域への協力を実施するようにして行く。

エコアクション21の取組が、地域・地球の環境保全に役立つこと、更には企業の継続繁栄と個々の従業員にとって意義あるものとなることを期待したい。

令和6年10月10日

株式会社 古屋モータース

代表取締役社長 古屋 定彦

環境上の緊急対策

〈緊急時対策〉

株式会社 古屋モータース
作成日:平成28年10月7日
作成者:古屋力一

想定される環境に於ける緊急事態について、被害を最小限にとどめる事・環境への影響を最小限に食い止めること・社内外への連絡を円滑に行うこと・可能な範囲で事前に想定、準備すること。また、定期的にその訓練を行う。更に、緊急事態の発生や、訓練の後、対応の評価と改善策を行う。

想定のパターン	想定される緊急事態	原因	対応策
パターン1	津波からの避難	地震	○地震発生時の津波の危険から避難する ※人命第一の考えを徹底する ①立てかけてあるものに近寄らない ②部材が倒れる事が予想されるが決して支えようとしない ③避難行動を第一番に考えた対応策を取る ④戸惑っている人がいたら共に避難するよう声を掛け合う

訓練記録

訓練日	想定される緊急時の状況	原因	対処・訓練等
2024.9.1	津波からの避難	地震	1. 誘導係の避難開始指示 2. 周辺の人への声掛け 3. 避難行動の実際を明確にする 4. 人命を最優先する心構えを植え付ける
参加者		全社員	
※評価と改善策 1.声掛けの必要性が理解されたことは良かった。 2階段が2カ所あるためか若干の戸惑いが見られた。 3.避難する際の人命第一の考えを全員が共有できた。 改善策: 1. 避難に使用する階段が2箇所あるので近場又は混雑していない方を使用することを徹底した。 2. 避難訓練が初めての事で、のんびりした作業者が目についたので重要さを徹底したい。			
東日本・熊本地震と立て続けに発生しているレベルの大きな地震の発生予想が発表されており、この東海地域でも想定範囲に含まれるため、大地震発生の際は災害を可能な限り想定し、実際に避難行動できるような訓練になったと考える。 ※実際の避難時に落ち着いて対応できるように今後も実施していきたい。			

※公共の警報が発せられた時点で全員が誘導係の指示に従って屋上に避難する
避難後は、静かに次の指示があるまで待機する

避難者確認係は社員の在・不在状況の確認ができ次第社長に報告し、指示を待つ。

- 出勤者および社内在籍者の避難が確認できたこと
- 未確認者がある場合には、代表者を選出し階下に降りて搜索を行う
 - 地震の揺れが収まっている場合
 - 津波の状況把握ができている場合

待避後は公共の警報などを確認し社長の指示により行動する
行動体制 [.¥点検一覧¥避難行動.xlsx](#)

環境コミュニケーション受付表

作成・管理担当: 古屋和美

NO.	情報入手日	情報種類	通報者	通報方法	住所	内容	回答の 必要性	対応内容
					連絡先			
1	／	対策 苦情		電話・メール ()			必要・不要	
2	／	対策 苦情		電話・メール ()			必要・不要	
3	／	対策 苦情		電話・メール ()			必要・不要	
4	／	対策 苦情		電話・メール ()			必要・不要	
5	／	対策 苦情		電話・メール ()			必要・不要	
6	／	対策 苦情		電話・メール ()			必要・不要	
7	／	対策 苦情		電話・メール ()			必要・不要	
8	／	対策 苦情		電話・メール ()			必要・不要	

受付は無かった

No. _____

作成者: _____

是 正 処 置 確 認 報 告 書

発生日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

<問題点> (何が?～どうなっている!～) C/

**是正処置は無し
無しなので提出不要**

<原因> (なぜ?～) A/

<是正計画> (何を?～誰が?～何時までに?～どうする～) P/D/

<結果確認> (どの様に改善された～問題点は解決したか?～ C/A/P/ (予防処置は?))

確認日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

確認者 _____